事業主（広告主）・市民の皆様へ

屋外広告物のルールを守り

安全で美しい宮崎を！

屋外広告物は、私たちの生活に必要な情報を伝えるとともに、まちを活気づける役割を担います。

しかし、これが無秩序に氾濫し、管理もおろそかになると、街並みや自然の景観を損なうだけでなく、落下等の事故により人々に危害を及ぼす恐れもあります。

そこで、宮崎市では良好な広告景観の形成を進めるため、宮崎市屋外広告物条例により必要な規制を行っています。

屋外広告物とは？

継続的に（常時又は一定の期間継続して）
屋外で
多くの人たちに対して（公衆に表示される）
看板や工作物等を使って表示するもの
（看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、建物その他の工作物に掲出・表示されるもの）

※営利目的の商業広告だけでなく、自分の敷地内に掲出するものや、文字を使わない絵画や写真も対象となります。
※屋外広告物の設置工事の依頼先は、登録業者でなければなりません。

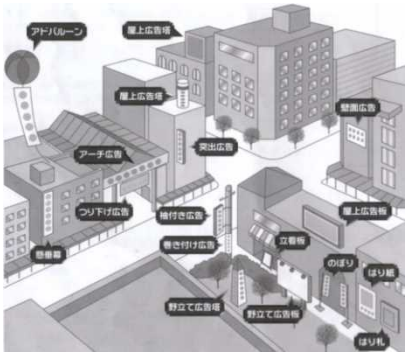

どんな手続きや基準があるの？

① 屋外広告物を掲出するには、**原則として許可が必要**です。
② 地域や広告物の種類ごとに、面積や高さ等の基準があります。
③ 掲出する前にあらかじめ**ご相談ください！**
④ 広告物を掲出した際は、**定期的に安全点検**をお願いします。

※広告旗（のぼり旗）について

のぼり旗は簡易的な動かせる広告として効果的ですが、道路交通の妨げにならないように、**旗部分も敷地内に納まる**ように配置しましょう。

お問い合わせ先

宮崎市 都市整備部 都市計画課 景観保全係
TEL　0985-21-1811　　FAX　0985-21-1816
E-mail　30tosike@city.miyazaki.miyazaki.jp

みんなで、安全で美しい宮崎づくりを進めましょう！